

改正

令和2年9月28日条例第27号

令和5年3月20日条例第7号

塩尻市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、塩尻市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 法第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認める場合は、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)